

# 令和4年第4回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

紀の川市議会議長 榎本喜之様

紀の川市長 岸本 健

## 議案の送付について

令和4年第4回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

### 記

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて

(令和4年度紀の川市一般会計補正予算(第5号))

議案第115号 静川財産区管理委員の選任について

議案第116号 教育委員会委員の任命について

議案第117号 紀の川市行政組織条例の一部改正について

議案第118号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第119号 紀の川市職員の定年等に関する条例の一部改正について

議案第120号 紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第121号 紀の川市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第122号 紀の川市職員の降給に関する条例の制定について

- 議案第123号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例及び紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第124号 紀の川市観光交流施設条例の一部改正について
- 議案第125号 令和4年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第126号 令和4年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第127号 令和4年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第128号 令和4年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第129号 令和4年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第130号 令和4年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第131号 令和4年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第132号 令和4年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第133号 指定管理者の指定について（紀の川市観光交流拠点）
- 議案第134号 紀の川市道路線の認定について

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年10月13日

紀の川市長 岸 本 健



議案第115号

静川財産区管理委員の選任について

下記の者を静川財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市名手上366番地

氏 名 にし おか けい こ  
西 岡 啓 公

昭和24年12月23日生

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

静川財産区管理委員に欠員が生じたことに伴い、西岡啓公君を静川財産区管理委員に選任するため。

議案第116号

教育委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

住 所 紀の川市平野1322番地  
氏 名 お 小 川 真 司  
昭和53年2月21日生

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

小川真司君を紀の川市教育委員会委員に任命するため。

議案第117号

紀の川市行政組織条例の一部改正について

紀の川市行政組織条例（平成17年紀の川市条例第5号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

機構改革に伴い所要の改正を行うため。



紀の川市行政組織条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市行政組織条例（平成17年紀の川市条例第5号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する内部組織の主な事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>市長公室</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>企画部</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) <u>交通政策に関すること。</u></p> <p>(4) ・ (5) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>入札及び契約に関すること。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する内部組織の主な事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>市長公室</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>企画部</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) ・ (4) 略</p> <p>(5) <u>地域創生に関すること。</u></p> <p>(6) <u>交通政策に関すること。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>営繕に関すること。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(9) 略 総務部 (1) ～ (6) 略 (新設) (7) 略 危機管理部 (1) ・ (2) 略 (3) 交通及び防犯に関すること。 市民部 (1) ～ (6) 略 福祉部 (1) ～ (5) 略 農林商工部 (1) ～ (5) 略 建設部 (1) ～ (5) 略 上下水道部 (1) 略</p>	<p>(10) 略 総務部 (1) ～ (6) 略 (7) 入札及び契約に関すること。 (8) 略 危機管理部 (1) ・ (2) 略 (3) 防犯に関すること。 市民部 (1) ～ (6) 略 福祉部 (1) ～ (5) 略 農林商工部 (1) ～ (5) 略 建設部 (1) ～ (5) 略 上下水道部 (1) 略</p>

附 則 (令和 年 月 日 条例第 号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第118号

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

令和4年8月8日の人事院勧告に基づき、令和4年10月7日に閣議決定されたことについて、関係条例の一部を改正するため。

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

(紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市職員の給与に関する条例(平成17年紀の川市条例第49号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の95</u> を乗じて得た額の</p> <p>総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の95</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の105</u>を乗じて得た額の</p> <p>総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の45</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の50</u>を乗じて得た額の</p>

改正前												改正後											
総額 3～5 略												総額 3～5 略											
別表第1 (第10条関係) 給料表(一) (単位:円)												別表第1 (第10条関係) 給料表(一) (単位:円)											
職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級						
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						
再任用	1	146,100	195,500	231,500	284,200	289,700	略	略	再任用	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	略	略						
	2	147,200	197,300	233,100	286,000	291,900	略	略		2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	略	略						
職員以 外の職 員	3	148,400	199,100	234,600	287,800	294,000	略	略	職員以 外の職 員	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	略	略						
	4	149,500	200,900	236,200	289,900	296,000	略	略		4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	略	略						
職員以 外の職 員	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	略	略	職員以 外の職 員	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	略	略						
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	略	略		6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	略	略						
職員以 外の職 員	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	略	略	職員以 外の職 員	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	略	略						
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	略	略	略		8	157,900	210,800	244,900	279,300	略	略							
職員以 外の職 員	9	154,900	209,400	243,500	279,200	略	略	略	職員以 外の職 員	9	158,900	212,400	246,000	280,200	略	略							
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	略	略	略		10	160,300	214,200	247,500	282,200	略	略							
職員以 外の職 員	11	157,600	213,000	246,600	283,100	略	略	略	職員以 外の職 員	11	161,600	216,000	249,000	284,100	略	略							
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	略	略	略		12	162,900	217,800	250,300	286,000	略	略							
職員以 外の職 員	13	160,100	216,200	249,400	287,000	略	略	略	職員以 外の職 員	13	164,100	219,200	251,800	287,900	略	略							
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	略	略	略		14	165,600	221,000	253,000	289,700	略	略							
職員以 外の職 員	15	163,100	219,700	252,100	290,800	略	略	略	職員以 外の職 員	15	167,100	222,700	254,300	291,200	略	略							

改 正 後										改 正 前									
16	168,700	224,500	255,500	略	略	略	略	略	略	164,700	221,500	253,500	略	略	略	略	略	略	略
17	169,800	226,100	256,800	略	略	略	略	略	略	165,900	223,200	255,000	略	略	略	略	略	略	略
18	171,200	227,800	258,200	略	略	略	略	略	略	167,400	224,900	256,500	略	略	略	略	略	略	略
19	172,600	229,400	259,600	略	略	略	略	略	略	168,900	226,500	258,200	略	略	略	略	略	略	略
20	174,000	230,900	261,100	略	略	略	略	略	略	170,400	228,100	260,000	略	略	略	略	略	略	略
21	175,300	232,200	262,700	略	略	略	略	略	略	171,700	229,500	261,600	略	略	略	略	略	略	略
22	177,800	233,800	264,400	略	略	略	略	略	略	174,400	231,200	263,300	略	略	略	略	略	略	略
23	180,300	235,400	266,000	略	略	略	略	略	略	177,000	232,800	264,900	略	略	略	略	略	略	略
24	182,800	236,900	267,600	略	略	略	略	略	略	179,600	234,400	266,500	略	略	略	略	略	略	略
25	185,200	237,900	269,400	略	略	略	略	略	略	182,200	235,400	268,400	略	略	略	略	略	略	略
26	186,900	239,400	271,200	略	略	略	略	略	略	183,900	236,900	270,200	略	略	略	略	略	略	略
27	188,500	240,700	272,900	略	略	略	略	略	略	185,500	238,300	271,900	略	略	略	略	略	略	略
28	190,200	241,900	274,600	略	略	略	略	略	略	187,200	239,500	273,600	略	略	略	略	略	略	略
29	191,700	243,100	276,200	略	略	略	略	略	略	188,700	240,700	275,300	略	略	略	略	略	略	略
30	193,400	244,100	277,900	略	略	略	略	略	略	190,400	241,900	277,000	略	略	略	略	略	略	略
31	195,200	245,100	279,700	略	略	略	略	略	略	192,200	242,900	278,800	略	略	略	略	略	略	略
32	196,900	246,100	281,200	略	略	略	略	略	略	193,900	244,100	280,300	略	略	略	略	略	略	略
33	198,500	247,200	282,400	略	略	略	略	略	略	195,500	245,400	281,800	略	略	略	略	略	略	略
34	199,900	248,100	284,100	略	略	略	略	略	略	196,900	246,400	283,700	略	略	略	略	略	略	略
35	201,400	249,000	285,700	略	略	略	略	略	略	198,400	247,600	285,500	略	略	略	略	略	略	略
36	202,900	250,000	略	略	略	略	略	略	略	199,900	248,900	略	略	略	略	略	略	略	略
37	204,200	250,900	略	略	略	略	略	略	略	201,200	249,800	略	略	略	略	略	略	略	略
38	205,500	252,200	略	略	略	略	略	略	略	202,500	251,100	略	略	略	略	略	略	略	略
39	206,700	253,400	略	略	略	略	略	略	略	203,700	252,300	略	略	略	略	略	略	略	略

改 正 後									
40	208,000	254,700	略	略	略	略	略	略	略
41	209,300	256,000	略	略	略	略	略	略	略
42	210,600	257,400	略	略	略	略	略	略	略
43	211,900	258,600	略	略	略	略	略	略	略
44	213,200	259,800	略	略	略	略	略	略	略
45	214,300	260,900	略	略	略	略	略	略	略
46	215,600	262,100	略	略	略	略	略	略	略
47	216,900	263,400	略	略	略	略	略	略	略
48	218,200	264,500	略	略	略	略	略	略	略
49	219,200	265,600	略	略	略	略	略	略	略
50	220,300	266,600	略	略	略	略	略	略	略
51	221,300	267,800	略	略	略	略	略	略	略
52	222,300	268,900	略	略	略	略	略	略	略
53	223,300	269,900	略	略	略	略	略	略	略
54	224,200	270,900	略	略	略	略	略	略	略
55	225,100	272,000	略	略	略	略	略	略	略
56	226,000	略	略	略	略	略	略	略	略
57	226,300	略	略	略	略	略	略	略	略
58	227,100	略	略	略	略	略	略	略	略
59	227,800	略	略	略	略	略	略	略	略
60	228,500	略	略	略	略	略	略	略	略
61	229,200	略	略	略	略	略	略	略	略
62	230,000	略	略	略	略	略	略	略	略
63	230,700	略	略	略	略	略	略	略	略
改 正 前									
40	205,000	253,600	略	略	略	略	略	略	略
41	206,300	255,000	略	略	略	略	略	略	略
42	207,600	256,400	略	略	略	略	略	略	略
43	208,900	257,600	略	略	略	略	略	略	略
44	210,200	258,800	略	略	略	略	略	略	略
45	211,300	260,000	略	略	略	略	略	略	略
46	212,600	261,200	略	略	略	略	略	略	略
47	213,900	262,500	略	略	略	略	略	略	略
48	215,200	263,600	略	略	略	略	略	略	略
49	216,300	264,700	略	略	略	略	略	略	略
50	217,400	265,800	略	略	略	略	略	略	略
51	218,400	267,100	略	略	略	略	略	略	略
52	219,500	268,400	略	略	略	略	略	略	略
53	220,600	269,400	略	略	略	略	略	略	略
54	221,600	270,500	略	略	略	略	略	略	略
55	222,500	271,800	略	略	略	略	略	略	略
56	223,500	略	略	略	略	略	略	略	略
57	223,800	略	略	略	略	略	略	略	略
58	224,600	略	略	略	略	略	略	略	略
59	225,400	略	略	略	略	略	略	略	略
60	226,100	略	略	略	略	略	略	略	略
61	226,800	略	略	略	略	略	略	略	略
62	227,800	略	略	略	略	略	略	略	略
63	228,600	略	略	略	略	略	略	略	略

改 正 後									
64	231,300	略	略	略	略	略	略	略	略
65	231,900	略	略	略	略	略	略	略	略
66	232,500	略	略	略	略	略	略	略	略
67	233,100	略	略	略	略	略	略	略	略
68	233,800	略	略	略	略	略	略	略	略
69	234,500	略	略	略	略	略	略	略	略
70	235,100	略	略	略	略	略	略	略	略
71	235,600	略	略	略	略	略	略	略	略
72	236,300	略	略	略	略	略	略	略	略
73	237,000	略	略	略	略	略	略	略	略
74	237,600	略	略	略	略	略	略	略	略
75	238,200	略	略	略	略	略	略	略	略
76	238,700	略	略	略	略	略	略	略	略
77	239,300	略	略	略	略	略	略	略	略
78	240,000	略	略	略	略	略	略	略	略
79	240,700	略	略	略	略	略	略	略	略
80	241,200	略	略	略	略	略	略	略	略
81	241,700	略	略	略	略	略	略	略	略
82	242,300	略	略	略	略	略	略	略	略
83	242,900	略	略	略	略	略	略	略	略
84	243,400	略	略	略	略	略	略	略	略
85	243,900	略	略	略	略	略	略	略	略
86	244,500	略	略	略	略	略	略	略	略
87	245,100	略	略	略	略	略	略	略	略
改 正 前									
64	229,400	略	略	略	略	略	略	略	略
65	230,100	略	略	略	略	略	略	略	略
66	230,800	略	略	略	略	略	略	略	略
67	231,700	略	略	略	略	略	略	略	略
68	232,700	略	略	略	略	略	略	略	略
69	233,400	略	略	略	略	略	略	略	略
70	234,000	略	略	略	略	略	略	略	略
71	234,500	略	略	略	略	略	略	略	略
72	235,200	略	略	略	略	略	略	略	略
73	236,000	略	略	略	略	略	略	略	略
74	236,600	略	略	略	略	略	略	略	略
75	237,200	略	略	略	略	略	略	略	略
76	237,700	略	略	略	略	略	略	略	略
77	238,400	略	略	略	略	略	略	略	略
78	239,100	略	略	略	略	略	略	略	略
79	239,800	略	略	略	略	略	略	略	略
80	240,300	略	略	略	略	略	略	略	略
81	240,800	略	略	略	略	略	略	略	略
82	241,500	略	略	略	略	略	略	略	略
83	242,200	略	略	略	略	略	略	略	略
84	242,900	略	略	略	略	略	略	略	略
85	243,500	略	略	略	略	略	略	略	略
86	244,200	略	略	略	略	略	略	略	略
87	244,900	略	略	略	略	略	略	略	略



改 正 後									
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略  
 別表第2 (第10条関係)  
 給料表 (二)  
 (単位: 円)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の 職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	略
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	略
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	略
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	略
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	略
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	略
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	略
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	略

改 正 前									
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略  
 別表第2 (第10条関係)  
 給料表 (二)  
 (単位: 円)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の 職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	略
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	略
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	略
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	略
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	略
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	略
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	略
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	略

改 正 前		改 正 後			
16	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>	<u>253,500</u>	略	略
17	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>	<u>255,000</u>	略	略
18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>	<u>256,500</u>	略	略
19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>	<u>258,200</u>	略	略
20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>	略	略
21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>	<u>261,600</u>	略	略
22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>	<u>263,300</u>	略	略
23	<u>177,000</u>	<u>232,800</u>	<u>264,900</u>	略	略
24	<u>179,600</u>	<u>234,400</u>	<u>266,500</u>	略	略
25	<u>182,200</u>	<u>235,400</u>	<u>268,400</u>	略	略
26	<u>183,900</u>	<u>236,900</u>	<u>270,200</u>	略	略
27	<u>185,500</u>	<u>238,300</u>	<u>271,900</u>	略	略
28	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>273,600</u>	略	略
29	<u>188,700</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	略	略
30	<u>190,400</u>	<u>241,900</u>	<u>277,000</u>	略	略
31	<u>192,200</u>	<u>242,900</u>	<u>278,800</u>	略	略
32	<u>193,900</u>	<u>244,100</u>	<u>280,300</u>	略	略
33	<u>195,500</u>	<u>245,400</u>	<u>281,800</u>	略	略
34	<u>196,900</u>	<u>246,400</u>	<u>283,700</u>	略	略
35	<u>198,400</u>	<u>247,600</u>	<u>285,500</u>	略	略
36	<u>199,900</u>	<u>248,900</u>	略	略	略
37	<u>201,200</u>	<u>249,800</u>	略	略	略
38	<u>202,500</u>	<u>251,100</u>	略	略	略
39	<u>203,700</u>	<u>252,300</u>	略	略	略
16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>	<u>255,500</u>	略	略
17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	<u>256,800</u>	略	略
18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	<u>258,200</u>	略	略
19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>259,600</u>	略	略
20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>	略	略
21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>262,700</u>	略	略
22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>	略	略
23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,000</u>	略	略
24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>	略	略
25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	略	略
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	略	略
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	略	略
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	略	略
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	略	略
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	略	略
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	略	略
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	略	略
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	略	略
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	略	略
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	略	略
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	略	略	略
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	略	略	略
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	略	略	略
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	略	略	略

改 正 前		改 正 後					
40	205,000	253,600	略	略	略	略	略
41	206,300	255,000	略	略	略	略	略
42	207,600	256,400	略	略	略	略	略
43	208,900	257,600	略	略	略	略	略
44	210,200	258,800	略	略	略	略	略
45	211,300	260,000	略	略	略	略	略
46	212,600	261,200	略	略	略	略	略
47	213,900	262,500	略	略	略	略	略
48	215,200	263,600	略	略	略	略	略
49	216,300	264,700	略	略	略	略	略
50	217,400	265,800	略	略	略	略	略
51	218,400	267,100	略	略	略	略	略
52	219,500	268,400	略	略	略	略	略
53	220,600	269,400	略	略	略	略	略
54	221,600	270,500	略	略	略	略	略
55	222,500	271,800	略	略	略	略	略
56	223,500	略	略	略	略	略	略
57	223,800	略	略	略	略	略	略
58	224,600	略	略	略	略	略	略
59	225,400	略	略	略	略	略	略
60	226,100	略	略	略	略	略	略
61	226,800	略	略	略	略	略	略
62	227,800	略	略	略	略	略	略
63	228,600	略	略	略	略	略	略
40	208,000	254,700	略	略	略	略	略
41	209,300	256,000	略	略	略	略	略
42	210,600	257,400	略	略	略	略	略
43	211,900	258,600	略	略	略	略	略
44	213,200	259,800	略	略	略	略	略
45	214,300	260,900	略	略	略	略	略
46	215,600	262,100	略	略	略	略	略
47	216,900	263,400	略	略	略	略	略
48	218,200	264,500	略	略	略	略	略
49	219,200	265,600	略	略	略	略	略
50	220,300	266,600	略	略	略	略	略
51	221,300	267,800	略	略	略	略	略
52	222,300	268,900	略	略	略	略	略
53	223,300	269,900	略	略	略	略	略
54	224,200	270,900	略	略	略	略	略
55	225,100	272,000	略	略	略	略	略
56	226,000	略	略	略	略	略	略
57	226,300	略	略	略	略	略	略
58	227,100	略	略	略	略	略	略
59	227,800	略	略	略	略	略	略
60	228,500	略	略	略	略	略	略
61	229,200	略	略	略	略	略	略
62	230,000	略	略	略	略	略	略
63	230,700	略	略	略	略	略	略

改 正 前				改 正 後			
64	229,400	略	略	64	231,300	略	略
65	230,100	略	略	65	231,900	略	略
66	230,800	略	略	66	232,500	略	略
67	231,700	略	略	67	233,100	略	略
68	232,700	略	略	68	233,800	略	略
69	233,400	略	略	69	234,500	略	略
70	234,000	略	略	70	235,100	略	略
71	234,500	略	略	71	235,600	略	略
72	235,200	略	略	72	236,300	略	略
73	236,000	略	略	73	237,000	略	略
74	236,600	略	略	74	237,600	略	略
75	237,200	略	略	75	238,200	略	略
76	237,700	略	略	76	238,700	略	略
77	238,400	略	略	77	239,300	略	略
78	239,100	略	略	78	240,000	略	略
79	239,800	略	略	79	240,700	略	略
80	240,300	略	略	80	241,200	略	略
81	240,800	略	略	81	241,700	略	略
82	241,500	略	略	82	242,300	略	略
83	242,200	略	略	83	242,900	略	略
84	242,900	略	略	84	243,400	略	略
85	243,500	略	略	85	243,900	略	略
86	244,200	略	略	86	244,500	略	略
87	244,900	略	略	87	245,100	略	略

改 正 前			改 正 後		
略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略
備考 略					

備考 別表第1及び別表第2は、縮小して表示しています。

第2条 紀の川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5</p>

改正前	改正後
月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額 3～5 略	を乗じて得た額の総額 3～5 略

(紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（平成17年紀の川市条例第46号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
(市長等の給与) 第2条 略 2～4 略 5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条 例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。た だし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料 の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に 乗じる割合については、 <u>100分</u> の160 <u>と</u> する。	(市長等の給与) 第2条 略 2～4 略 5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条 例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。た だし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料 の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に 乗じる割合については、 <u>6月に支給する場合には100分</u> の160、 <u>12月に支給する場合には100分の170と</u> する。

第4条 紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
(市長等の給与)	(市長等の給与)

改正前	改正後
<p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条  例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。た  だし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料  の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に  乗じる割合については、<u>6月に支給する場合には100分</u>  <u>の160、12月に支給する場合には100分の170と</u>  する。</p>	<p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条  例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。た  だし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料  の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に  乗じる割合については、<u>100分の165</u>  <u>とする。</u></p>

(紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）の一部を次のように改正する。なお、改正  
部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(給与の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条  第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第  28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管  理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職  員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職  にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮</p>	<p>(給与の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項及び第25条  第2項の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第  28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管  理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職  員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職  にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮</p>

改正前

して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

別表第1（第7条関係）

号給	給料月額
1	374,000円
略	略
3	略
4	534,000円
5	610,000円

別表第2（第8条関係）

職務の級	給料月額
1級	146,100円
2級	182,200円
3級	224,900円
4級	250,800円
5級	285,000円
略	略

改正後

して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の120」とあるのは「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とする。

別表第1（第7条関係）

号給	給料月額
1	376,000円
略	略
3	略
4	533,000円
5	608,000円

別表第2（第8条関係）

職務の級	給料月額
1級	150,100円
2級	185,200円
3級	227,800円
4級	253,000円
5級	286,000円
略	略

第6条 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。





改正前	改正後
<p>2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>100分の215</u>とする。</p>	<p>2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225</u>とする。</p>

第8条 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(期末手当の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225</u>とする。</p>	<p>(期末手当の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については<u>100分の220</u>とする。</p>

附 則  
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の紀の川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正

後の紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の市長給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与又は報酬の内払）

- 3 改正後の給与条例、改正後の市長給与条例、改正後の任期付条例又は改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の紀の川市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第7条の規定による改正前の紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は報酬は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の市長給与条例、改正後の任期付条例又は改正後の議員報酬条例の規定による給与又は報酬の内払とみなす。

議案第119号

紀の川市職員の定年等に関する条例の一部改正について

紀の川市職員の定年等に関する条例（平成17年紀の川市条例第32号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
条例第 号

紀の川市職員の定年等に関する条例（平成17年紀の川市条例第32号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>紀の川市職員の定年等に関する条例</p> <p>(新設)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の<u>規定に基づき、職員の定年等</u>に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>紀の川市職員の定年等に関する条例</p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等</u>に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>



改正前	改正後
<p>め、その職員の退職による欠員を容易に補充することができな いとき。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害 となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運 営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期 限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存 すと認めるときは、市長の承認を得て、1年を超 えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限 は、その職員に係る定年退職日</p> <p>____の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる 場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の 同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は</p> <p>____、 第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する 前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該 職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させ ることができる。</p> <p>5 略 (定年に関する施策の調査等)</p>	<p>め、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず 公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害 となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運 営に著しい支障が生ずること。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期 限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあ ると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超 えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限 は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員に あつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の未 日)の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる 場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の 同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされ た職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、 第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する 前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該 職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとす る。</p> <p>5 略 (定年に関する施策の調査等)</p>

	改 正 前	改 正 後
<p>第5条 略 (新設) (新設)</p>	<p>第5条 略 第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職) 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、紀の川市職員の給与に関する条例(平成17年紀の川市条例第49号)第28条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。 (管理監督職勤務上限年齢) 第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。 (他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準) 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。 (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基つき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。) (以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする</p>	



改 正 前	改 正 後
	<p>こと。</p> <p>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、<u>管理監督職以外の職のうちちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする</u>こと。</p> <p>(3) <u>当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする</u>こと。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p>第9条 <u>任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督</u></p>

改 正 前	改 正 後
	<p>督職を占めたまま勤務をさせることができる。</p> <p>(1) <u>当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員その他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) <u>当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員その他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) <u>当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員その他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これら</u></p>

改 正 前	改 正 後
	<p> <u>の欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u> </p> <p> 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動 </p>

改 正 前	改 正 後
	<p>期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</p> <p>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</p> <p>第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならぬ。</p> <p>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</p> <p>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</p> <p>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者</p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

改 正 前	改 正 後		
<p>(新設)</p> <p>この条例は、平成17年11月7日から施行する。</p> <p>(新設)</p> <p>附 則</p>	<p>を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</p> <p>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（本市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</p> <p>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</p> <p>第5章 雑則 (雑則)</p> <p>第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成17年11月7日から施行する。 (定年に関する経過措置)</p> <p>2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1300 212 1340 1064"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> </table>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年		

改 正 前	改 正 後						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="287 1064 335 1108">令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td data-bbox="287 347 335 392">62年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 1064 383 1108">令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td data-bbox="335 347 383 392">63年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 1064 430 1108">令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td data-bbox="383 347 430 392">64年</td> </tr> </table> <p data-bbox="430 168 470 1108">(新設) <u>情報の提供及び勤務の意思の確認</u></p> <p data-bbox="478 168 1212 1108">3. <u>任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年						
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年						
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年						

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の紀の川市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長長期（同条例第1項の期限又は同条例第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長長期又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合は、この条例による改正後の紀の川市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えないことのできない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することという。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
  - (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならぬ。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員



の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市を構成団体とする地方公共団体の組合をいう。以下次項及び附則第6条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日）をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例第1項の規定により採用された職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前任用短時間勤務職員）を、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

議案第120号

紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正について

紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日から施行されること等に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 給与</p> <p>第1節・第2節 略</p> <p>第3節 補則（第31条—第34条）</p> <p>第3章 雑則（第35条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員</p> <hr/> <p>のうちから紀の川</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 給与</p> <p>第1節・第2節 略</p> <p>第3節 補則（第31条—第35条）</p> <p>第3章 雑則（第36条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（単純な労務に雇用される者（第35条において「技能労務職員」という。）を除く。）のうちから紀の川</p>



改 正 前	改 正 後
<p><u>その者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p> <p>(昇給の基準)</p> <p>第12条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分を受けたときは、当該懲戒処分を受けたことを併せて考慮するものとする。</p> <p>2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（給料表(一)又は給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である職員にあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、55歳に達した日以後における最初の3月31日を経過した職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における<u>その者</u>の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>その者</u>の勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(昇給の基準)</p> <p>第12条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条第1項又は第2項の規定による懲戒処分を受けたときは、当該懲戒処分を受けたことを併せて考慮するものとする。</p> <p>2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である職員にあつては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、55歳に達した日以後における最初の3月31日を経過した職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における<u>当該職員</u>の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>4～6 略</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(通勤手当)</p> <p>第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することが著しく困難である職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しいで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定める運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することが著しく困難である職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しいで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定める運賃等の額に相当する額（以下この項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当た</p>



改 正 前	改 正 後
<p>りの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者)が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(短時間勤務職員)のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。)</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 略</p>	<p>りの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員)のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。)</p> <p>ア～ス 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3～6 略</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(<u>超過勤務手当</u>)</p> <p>第21条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務の全時間に対して勤務1時間につき第7条に定める勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>短時間勤務職員</u>が正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>4 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、<u>第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の</u>規定にかかわらず、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1</p>	<p>(<u>超過勤務手当</u>)</p> <p>第21条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員には、その勤務の全時間に対して勤務1時間につき第7条に定める勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>定年再任用短時間勤務職員</u>が正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</p> <p>4 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1</p>

改 正 前	改 正 後
<p>時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 略 （期末手当） 第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p> <p>3 <u>再任用職員</u> に対する前項の規定の適用について</p>	<p>時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>5 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>6 略 （期末手当） 第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用について</p>

改 正 前	改 正 後
<p>ては、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4・5 略 (勤勉手当)</p> <p>第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員 の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p>	<p>ては、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4・5 略 (勤勉手当)</p> <p>第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前前任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前前任用短時間勤務職員 当該定年前前任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p>

改 正 前	改 正 後
<p>3・4 略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条の2中「前条第1項」とあるのは、「第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第29条 常勤を要しない職員（<u>短時間勤務職員</u>を除く。）及び臨時に雇用される職員については、任命権者は、一般の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で別に定めるところにより給与を支給するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第30条 第16条 及び  第19条の規定は、<u>再任用職員</u> には適用しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p>	<p>3・4 略</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条の2中「前条第1項」とあるのは「<u>第26条第1項</u>」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「<u>基準日（第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から</u>」と、「支給日」とあるのは「<u>支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第29条 常勤を要しない職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）及び臨時に雇用される職員については、任命権者は、一般の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で別に定めるところにより給与を支給するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第30条 第11条第1項から第3項まで、第12条、第16条及び第19条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>(<u>技能労務職員の給与の種類及び基準</u>)</p> <p>第35条 <u>技能労務職員の給与の種類は、職員の例による。</u></p> <p>2 <u>技能労務職員の給与の基準は、職員の給与額等を基準とし、技能労務職員の職務の特殊性及び実態を考慮して規則で定める。</u></p> <p>(委任)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第35条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第36条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>11 <u>当分の間、職員の給料月額</u>は、<u>当該職員が60歳に達した日</u>後における最初の4月1日（<u>附則第13項</u>において「<u>特定日</u>」と<u>いう。</u>）以後、<u>当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第10条第5項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第11条第1項及び第2項並びに第12条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</u></p> <p>12 <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u>  <u>(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員</u>  <u>(2) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員</u>  <u>(3) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u></p> <p>13 <u>法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた</u></p>

改 正 前	改 正 後
	<p>職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第10条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第10条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。</p> <p>15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、</p>

(新設)

(新設)

改 正 前		改 正 後																																																																																																						
<p>(新設)</p> <p>当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>17 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>		<p>当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>17 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>																																																																																																						
		<p>(新設)</p>																																																																																																						
<p>別表第1 (第10条関係)</p> <p>給料表 (一)</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級 号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">再任用職員以外の職員</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>187,700</td> <td>215,200</td> <td>255,200</td> <td>274,600</td> <td>289,700</td> <td>315,100</td> <td>356,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再任用職員</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>187,700</td> <td>215,200</td> <td>255,200</td> <td>274,600</td> <td>289,700</td> <td>315,100</td> <td>356,800</td> </tr> </tbody> </table>		職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用職員以外の職員	略	略	略	略	略	略	略	略	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	再任用職員	略	略	略	略	略	略	略	略	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	<p>別表第1 (第10条関係)</p> <p>給料表 (一)</p> <p>(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級 号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>187,700</td> <td>215,200</td> <td>255,200</td> <td>274,600</td> <td>289,700</td> <td>315,100</td> <td>356,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定年前再任用 短時間勤務職 員</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>187,700</td> <td>215,200</td> <td>255,200</td> <td>274,600</td> <td>289,700</td> <td>315,100</td> <td>356,800</td> </tr> </tbody> </table>							職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	略	略	略	略	略	略	略	略	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	定年前再任用 短時間勤務職 員	略	略	略	略	略	略	略	略	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
職員の区分	職務の級 号給			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																														
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																
再任用職員以外の職員	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800																																																																																																	
再任用職員	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800																																																																																																	
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																																
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800																																																																																																	
定年前再任用 短時間勤務職 員	略	略	略	略	略	略	略	略																																																																																																
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800																																																																																																	
<p>備考 この表は、別表第2の適用を受けない全ての職員に適用する。</p>																																																																																																								



改 正 後

別表第2 削除

改 正 前

別表第2 (第10条関係)

給料表 (二)

(単位:円)

職員の区分	職務の級	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
再任用職員以外の職員	号給					
	1	150,100	198,500	234,400	286,000	290,700
	2	151,200	200,300	236,000	287,700	292,900
	3	152,400	202,100	237,500	289,200	295,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	

		改 正 前					改 正 後				
20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>	<u>300,500</u>	<u>329,300</u>						
21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>262,700</u>	<u>302,400</u>	<u>331,000</u>						
22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>	<u>304,500</u>	<u>333,100</u>						
23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,000</u>	<u>306,500</u>	<u>335,100</u>						
24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>	<u>308,600</u>	<u>337,200</u>						
25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	<u>310,300</u>	<u>338,600</u>						
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>						
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	<u>314,400</u>	<u>342,400</u>						
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	<u>316,400</u>	<u>344,300</u>						
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>						
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>						
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>						
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>						
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>						
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>						
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>						
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>						
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>						
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>						
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>						
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>						
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>						
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>						
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>						

		改 正 前					改 正 後				
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600						
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400						
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300						
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200						
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100						
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000						
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800						
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600						
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400						
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100						
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800						
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500						
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200						
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700						
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300						
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900						
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600						
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000						
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700						
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300						
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900						
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300						
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900						
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500						

		改 正 前					改 正 後				
68	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>	<u>385,100</u>						
69	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>						
70	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>	<u>386,000</u>						
71	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>	<u>386,500</u>						
72	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>	<u>387,100</u>						
73	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>						
74	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>387,800</u>						
75	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>						
76	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>						
77	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>						
78	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>						
79	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>						
80	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>						
81	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>						
82	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>						
83	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>						
84	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>						
85	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>						
86	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>						
87	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>						
88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>						
89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>						
90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>						
91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>						

		改 正 前					改 正 後	
<u>92</u>	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>			
<u>93</u>	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>			
<u>94</u>		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>					
<u>95</u>		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>					
<u>96</u>		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>					
<u>97</u>		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>					
<u>98</u>		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>					
<u>99</u>		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>					
<u>100</u>		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>					
<u>101</u>		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>					
<u>102</u>		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>					
<u>103</u>		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>					
<u>104</u>		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>					
<u>105</u>		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>					
<u>106</u>		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>					
<u>107</u>		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>					
<u>108</u>		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>					
<u>109</u>		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>					
<u>110</u>		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>					
<u>111</u>		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>					
<u>112</u>		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>					
<u>113</u>		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>					
<u>114</u>		<u>301,000</u>						
<u>115</u>		<u>301,300</u>						

改 正 前		改 正 後	
	116	301,700	
	117	301,900	
	118	302,100	
	119	302,400	
	120	302,700	
	121	303,100	
	122	303,300	
	123	303,600	
	124	303,900	
	125	304,200	
再任用職員		187,700	215,200
			255,200
			274,600
			289,700

備考 この表は、技能労務職の職員に適用する。

別表第3 (第10条関係)

等級別基準職務表 給料表 (一)

表 略

技能労務職等級別基準職務表 給料表 (二)

職務の級	職務の内容
1級	技能員の職務
2級	技能主任の職務
3級	技能副主任の職務
4級	技能主任の職務
5級	技能課長、副所長及び所長の職務

別表第3 (第10条関係)  
等級別基準職務表 給料表 (一)  
表 略

備考 別表第1、別表第2及び別表第3は、縮小して表示しています。

附 則 (令和 年 月 日 条例第 号)  
(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)

第2条 この条例による改正後の紀の川市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第11項から第17項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第3条 改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される紀の川市職員の給与に関する条例第10条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年紀の川市条例第37号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第10条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第5項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第25条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第26条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及

び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 新給与条例第11条第1項から第3項まで、第12条、第16条及び第19条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（その他の経過措置の規則への委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。



議案第121号

紀の川市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

紀の川市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係条例を整理するため。

紀の川市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整理に関する条例

令和 年 月 日  
条例第 号

(紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年紀の川市条例第30号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法 第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 紀の川市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期</p>

改正前	改正後
(5) 略 3 略	<u>間を含む。)</u> を延長された <u>管理監督職を占める職員</u> (6) 略 3 略

(紀の川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 紀の川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年紀の川市条例第34号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
(減給の効果) 第3条 減給の期間は、1日以上1年以下とし、この期間において は、 <u>給料の額</u> （法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に あつては、 <u>報酬の額</u> （紀の川市会計年度任用職員の給与及び費 用弁償に関する条例（令和元年紀の川市条例第12号）第20条 に規定する超過勤務に係る報酬の額及び同条例第21条に規定す る休日勤務に係る報酬の額を除く。）の5分の1以下を減ずる ものとする。 _____ _____	(減給の効果) 第3条 減給 _____ は、1日以上1年以下の期間、その発令の日に 受ける給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に あつては、 <u>報酬の月額</u> （紀の川市会計年度任用職員の給与及び費 用弁償に関する条例（令和元年紀の川市条例第12号）第20条 に規定する超過勤務に係る報酬の額及び同条例第21条に規定す る休日勤務に係る報酬の額を除く。）の5分の1以下を減ずる ものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料 の月額の5分の1に相当する額を超えるときは、 <u>当該額を減ずる ものとする。</u>

(紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年紀の川市条例第37号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
(1週間の勤務時間)	(1週間の勤務時間)

改 正 前	改 正 後
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
<p>3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>	<p>3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>
4 略	4 略
<p>（週休日及び勤務時間の割り振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>	<p>（週休日及び勤務時間の割り振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p>
<p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7</p>	<p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7</p>

改 正 前	改 正 後
<p>時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上（週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等）にあっては、当該育児短時間勤務等の内容により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員）にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則の定めるところにより、前項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。</p>	<p>時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあっては8日以上（週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等）にあっては、当該育児短時間勤務等の内容により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員）にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 略 (年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日 (育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員) にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(臨時又は非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 臨時又は非常勤の職員 (再任用短時間勤務職員) を除く。) の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。</p>	<p>3 略 (年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日 (育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員) にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(臨時又は非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 臨時又は非常勤の職員 (定年前再任用短時間勤務職員を除く。) の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。</p>

(紀の川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 紀の川市職員の育児休業等に関する条例 (平成17年紀の川市条例第38号) の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

改正前	改正後
<p>(1)・(2) 略 (新設)</p> <p>(3)・(4) 略 (育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略 (新設)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員）を除外する。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 紀の川市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(4)・(5) 略 (育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 紀の川市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員 (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員</p>

改 正 前	改 正 後
<p>—の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 略</p>

(紀の川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 紀の川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年紀の川市条例第39号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>

(紀の川市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第6条 紀の川市職員等の旅費に関する条例(平成17年紀の川市条例第51号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(旅費の支給)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第2条 略</p>



改 正 前	改 正 後
<p>2 臨時又は非常勤の職員及び再任用短時間勤務職員が職務のために旅行したときの旅費の支給については、市長が別に定める。</p>	<p>2 臨時又は非常勤の職員及び定年前再任用短時間勤務職員が職務のために旅行したときの旅費の支給については、市長が別に定める。</p>

(紀の川市職員の再任用に関する条例の廃止)

第7条 紀の川市職員の再任用に関する条例(平成17年紀の川市条例第33号)は、廃止する。

#### 附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。
- 3 紀の川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年紀の川市条例第 号)附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、紀の川市職員の定年等に関する条例(平成17年紀の川市条例第32号)第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、第1条の規定による改正後の紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定を適用する。  
(紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第3条の規定による改正後の紀の川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(紀の川市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員であって同法による改正後の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同条第3項に規定する定年前任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後の紀の川市職員等の旅費に関する条例の規定を適用する。

議案第122号

紀の川市職員の降給に関する条例の制定について

紀の川市職員の降給に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日から施行されること等に伴い、必要な事項を定めるため。

# 紀の川市職員の降給に関する条例

令和 年 月 日  
条例第 号

## (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員（紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）第10条の給料表又は同条例第35条第2項の規定に基づき規則で定める技能労務職員の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

## (降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

## (降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評語が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場

- 合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。
- (2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合  
(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第5条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第6条 職員は、第3条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(雑則)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 紀の川市職員の給与に関する条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに紀の川市職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給とする」とする。
- 3 第5条の規定は、紀の川市職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。
- 4 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。

議案第123号

紀の川市附属機関の設置等に関する条例及び紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

紀の川市附属機関の設置等に関する条例及び紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

国の助成措置の改正等に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市附属機関の設置等に関する条例及び紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
 条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

(紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市附属機関の設置等に関する条例(平成31年紀の川市条例第2号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の  
 表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
1 市長の附属機関		1 市長の附属機関	
略	略	略	略
紀の川市農業経営改善計画等 認定委員会	略	紀の川市農業経営改善計画等 認定委員会	略
紀の川市農業次世代人材投資 事業審査委員会	農業次世代人材投資事業及び 親元就農助成金交付事業の審 議に関する事務	紀の川市担い手育成支援事業 審査委員会	担い手育成支援事業の審議に 関する事務
略	略	略	略
2 教育委員会の附属機関		2 教育委員会の附属機関	
略	略	略	略

(紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年紀の川市条例第43号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第1条関係） (単位：円)		別表（第1条関係） (単位：円)	
略	略	略	略
農業経営改善計画等認定委員会委員	略	農業経営改善計画等認定委員会委員	略
農業次世代人材投資事業審査委員会委員	略	担い手育成支援事業審査委員会委員	略
略	略	略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第124号

紀の川市観光交流施設条例の一部改正について

紀の川市観光交流施設条例（平成30年紀の川市条例第15号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市観光交流施設の運営に関し、所要の改正を行うため。

紀の川市観光交流施設条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市観光交流施設条例（平成30年紀の川市条例第15号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p>第4条 略</p> <p>（新設）</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1）施設の<u>利用</u>の許可に関する業務</p> <p>（2）施設の<u>利用に係る料金（以下「利用料金」という。）</u>の収受に関する業務</p> <p>（3）・（4）略</p> <p>（開館時間）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず</p>	<p><u>（指定管理者による管理等）</u></p> <p>第4条 略</p> <p>2 指定管理者の<u>指定の手續等</u>については、<u>紀の川市公の施設の指定管理者の指定の手段等に関する条例（平成18年紀の川市条例第35号）</u>によるものとする。</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>（1）施設の<u>使用</u>の許可に関する業務</p> <p>（2）施設の<u>使用に係る料金</u>に関する業務</p> <p>（3）・（4）略</p> <p>（開催時間）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>施設の管理を指定管理者に行わせる</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p> <u>          </u>、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。            (休館日)            第7条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>指定管理者</u>は、必要があると認めるときは、<u>市長の承認</u>を得て、<u>臨時に開館</u>し、又は休館することができる。            (1)・(2) 略            (新設)  <u>          </u>  <u>(利用の許可等)</u>            第8条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者の許可</u>を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。            2 <u>指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するとき</u>は、前項の許可を与えないことができる。            (1)～(5) 略  <u>(利用許可の取消し)</u>            第9条 <u>指定管理者は、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>施設の利用の許可</u>を取り消し、又は<u>その利用を制限</u>することができる。         </p>	<p>           場合は、<u>指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更</u>することができる。            (休館日)            第7条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長</u>は、必要があると認めるときは、<u>臨時に開館</u>し、又は休館することができる。            (1)・(2) 略            2 <u>前項の規定にかかわらず、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、必要があると認めるときは市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。</u>  <u>(使用の許可等)</u>            第8条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。            2 <u>市長は、その使用</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。            (1)～(5) 略  <u>(使用許可の取消し)</u>            第9条 <u>市長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>施設の使用の許可</u>を取り消し、又は<u>その使用を制限</u>することができる。         </p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1) 偽りその他不正の手段により<u>利用の許可</u>を受けたとき、又は施設を許可された<u>利用目的以外</u>に利用し、又は利用しようとしたとき。</p> <p>(2) 許可に基づく権利を他人に譲渡し、又は利用させようとしたとき。</p> <p>(3) <u>利用料金</u> _____ を納入しないとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 指定管理者の指示に従わないとき。</p> <p>_____ (利用料金)</p> <p>第10条 利用者は、指定管理者に<u>利用料金を納めなければならぬ</u>。</p> <p>2 <u>利用料金は、別表に掲げる額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。</u></p> <p>3 前項の規定により算出した<u>利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>4 指定管理者は、市長において<u>特別の理由がある</u>と認めるときは、<u>利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(1) 偽りその他不正の手段により<u>使用の許可</u>を受けたとき、又は施設を許可された<u>使用目的以外</u>に使用し、又は使用しようとしたとき。</p> <p>(2) 許可に基づく権利を他人に譲渡し、又は使用させようとしたとき。</p> <p>(3) <u>使用に係る料金</u> (以下「<u>使用料</u>」という。) を納入しないとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 市長 _____ の指示に従わないとき。</p> <p>_____ (使用料)</p> <p>第10条 使用者は、市長に<u>使用料</u> _____ を納めなければならぬ。</p> <p>2 <u>使用料は、別表に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。</u></p> <p>3 前項の規定により算出した<u>使用料</u> _____ の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>_____ (使用料の減免)</p>

改正前	改正後
<p><u>(利用料金の不還付)</u></p> <p>第11条 既に納入された<u>利用料金</u>は、<u>還付しない</u>。ただし、<u>利用者の責めに帰さない理由により施設を利用できないときは、利用料金を還付することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第10条の2 市長は、<u>公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(使用料の不還付)</u></p> <p>第11条 既に納入された<u>使用料</u>は、<u>還付しない</u>。ただし、<u>使用者の責めに帰さない理由により施設を利用できないときは、使用料の一部又は全部を還付することができる。</u></p> <p><u>(指定管理者の利用料金の收受)</u></p> <p>第11条の2 市長が、<u>第4条の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、施設の使用者は、第5条第2号に規定する使用に係る料金を利用料金として指定管理者に納めなければならない。</u>この場合において、<u>第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項の規定により納付された利用料金を地方自治法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として收受させるものとする。</u>この場合において、<u>当該利用料金の額は、第10条に規定する金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により</u></p>

改 正 前

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第13条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

別表 (第10条 関係)

種別	利用区分及び利用料金	
	略	略
略	略	略

備考 利用者が、商業、宣伝、営業又はこれらに類する目的で使用する場合の利用料金は、この表に掲げる額の5割増しとする。

改 正 後

利用料金を減額し、又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第13条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

別表 (第10条、第11条の2関係)

種別	利用区分及び使用料	
	略	略
略	略	略

備考 使用者が、商業、宣伝、営業又はこれらに類する目的で使用する場合の使用料は、この表に掲げる額の5割増しとする。

附 則 (令和 年 月 日 条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

議案第125号

令和4年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）



議案第126号

令和4年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第127号

令和4年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第128号

令和4年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第129号

令和4年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第130号

令和4年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第131号

令和4年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第132号

令和4年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称及び所在地  
名 称 紀の川市観光交流拠点  
所 在 地 紀の川市貴志川町神戸802番地1
2. 指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者名  
名 称 一般社団法人紀の川フルーツ観光局  
所 在 地 紀の川市貴志川町神戸802番地1  
代表者名 代表理事 中山 裕之
3. 指定の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市観光交流拠点の指定管理者を指定したいため。



議案第134号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、紀の川市道路線を別紙のとおり認定するため、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

寄附により取得した開発道路を紀の川市道路線として認定するため。

認定路線

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	下井阪花井5号線	紀の川市下井阪489番14地先		
		紀の川市下井阪489番11地先		
2	古和田上田楽団地2号線	紀の川市古和田584番5地先		
		紀の川市古和田584番16地先		
3	花野杖口2号線	紀の川市花野496番15地先		
		紀の川市花野496番13地先		
4	花野杖口3号線	紀の川市花野496番12地先		
		紀の川市花野499番6地先		
5	西井阪菅井2号線	紀の川市西井阪66番6地先		
		紀の川市西井阪66番5地先		
6	中三谷西馬場脇2号線	紀の川市中三谷187番12地先		
		紀の川市中三谷193番5地先		
7	元小路団地線	紀の川市桃山町元436番2地先		
		紀の川市桃山町元436番3地先		